

琴浦町

ファミリー・サポート・センター

相互援助の手引き

〒689-2355

鳥取県東伯郡琴浦町鋤 500

琴浦町ファミリー・サポート・センター

（琴浦町立鋤保育園内）

Tel：090-8066-5252

開所時間 月～金曜日 8：30～17：15

（土・日曜日・祝日・盆・年末年始はお休みです。）

も く じ

ファミリー・サポート・センターとは・・・・・・・・・・	2
会員になるには・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
援助活動の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
援助が必要になったら・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
会員の心得・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
援助を開始する前に・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
事故があった場合は・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
報酬の基準額・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
補償保険制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
ここが知りたい Q&A ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
琴浦町ファミリー・サポート・センター会則・・・・・・・・	13

ファミリー・サポート・センターとは

ファミリー・サポート・センター（以下、センターという。）は、育児の援助を受けたい方と育児の援助をしていただける方が会員となって、会員相互に育児と仕事の両立を手助けする組織です。

会員になるには

琴浦町内に在住の方又は勤務されている方で、次の要件に該当される方なら、どなたでも会員になることができます。なお、援助の依頼、提供を行うには、必ず、事前にセンターに会員登録をしていただく必要があります。

●**依頼会員**：おおむね生後8週から小学校6年生までの子どもをお持ちの方

●**提供会員**：心身共に健康で自宅及び町内公共施設で子どもを預かっていただける方

※1人の方が依頼、提供会員両方を兼ねることもできます。



援助活動の内容

センターで行う援助は、あくまで補助的なものです。

突発的なことや、短期間の援助が必要になったときに利用してください。

- ① 保育施設等の保育開始前や終了後の子どもの預かり
- ② 保育施設等までの送迎
- ③ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- ④ 小学校の放課後の子どもの預かり
- ⑤ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
- ⑥ 買い物等外出の際の子どもの預かり



その他、センターが認める依頼会員の仕事と育児の両立のために必要な援助

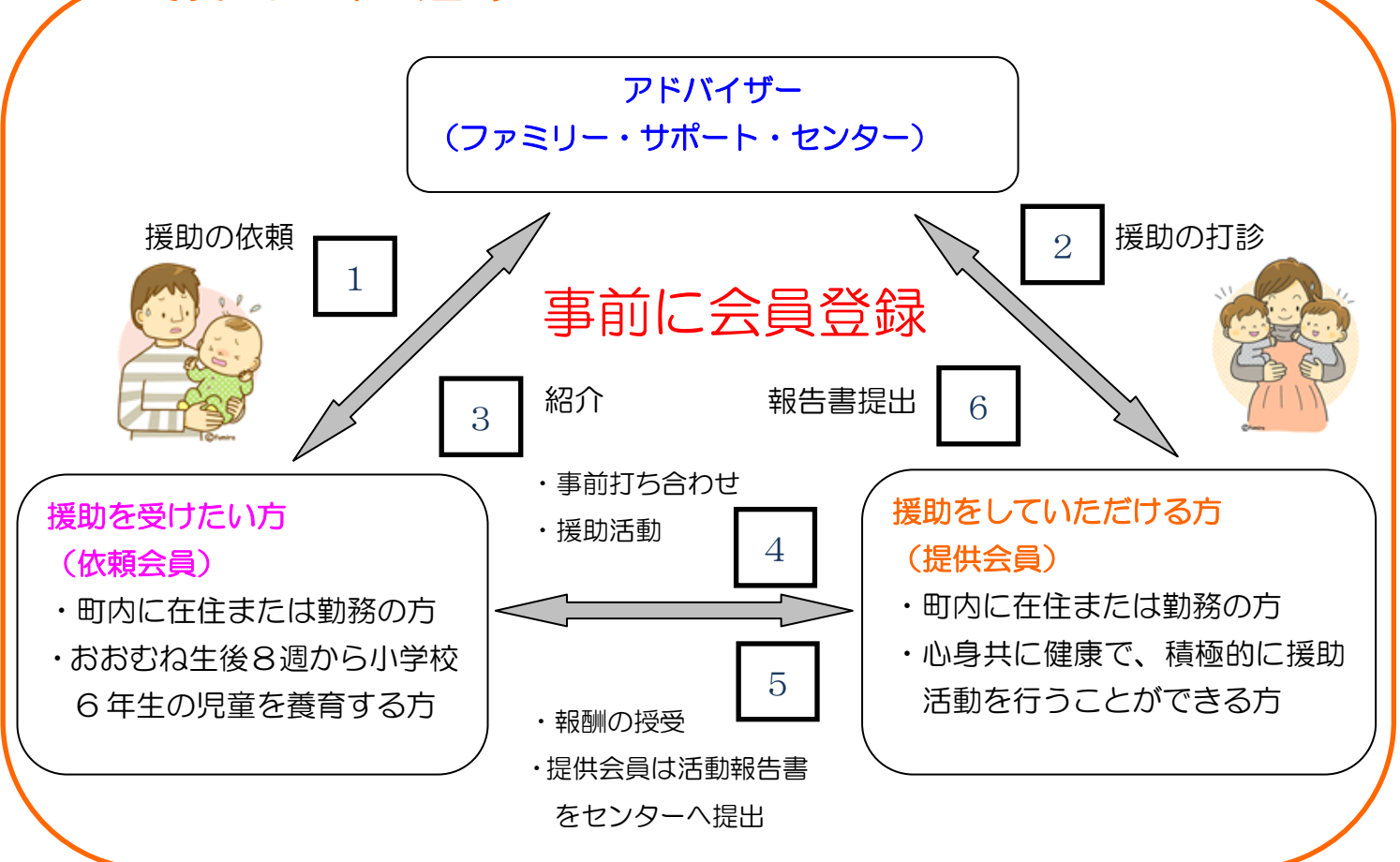
※援助活動は、原則として、提供会員の家庭又はセンターが認めた公共施設において行います。ただし、児童が病気の場合などには、依頼会員の家庭において行うこともできます。

※宿泊を伴う援助活動は行うことができません。

援助が必要になったら

- ① センターに電話します。(Tel 090-8066-5252)
- ② センターは依頼会員のニーズに応えられそうな提供会員へ連絡します。
- ③ センターは依頼会員に提供会員を紹介します。
- ④ 依頼会員と提供会員、アドバイザーで事前打ち合わせをして活動を開始します。
- ⑤ 提供会員は援助が終了したら、援助活動報告書（3部複写）に必要事項を記入し依頼会員に確認をしてもらいます。
依頼会員は事前の打ち合わせで決めた規定の報酬等を、提供会員に支払います。
依頼会員と提供会員で1部ずつ援助活動報告書を保管します。
- ⑥ 提供会員は、1ヵ月ごとに援助活動報告書をまとめ、翌月の5日までにセンターへ提出します。

援助の仕組み



会員の心得

援助活動は、原則として午前 7 時から午後 7 時までの間行うことができます。

- ① センターの趣旨と決まりを守ってください。
- ② お互いのプライバシーは守ってください。
- ③ センターへ連絡なしに、会員同士で援助活動の交渉を行わないでください。
センターを通さない援助については、補償保険の適用は受けられません。
- ④ 活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。
- ⑤ 依頼した援助内容以外の仕事は要求しないでください。
- ⑥ 活動後は援助活動報告書を作成し、依頼会員と提供会員で 1 部保管し、1 部をセンターに提出してください。

なお、報告書は、月末に締めて、翌月 5 日までにセンターへ提出してください。

- ⑦ センターの交流会、講習会に出席してください。
- ⑧ 援助活動前等には、会員の電話番号をお伝えすることをご了承ください。

援助を開始する前に

依頼会員は・・・

- ① センター、提供会員宅の電話番号の控えを持ちましたか？
- ② 子どもの体調、様子はいつもと変わりありませんか？
もし、心配な場合は、必ず提供会員に伝えてください。



提供会員は・・・

- ① 危険物（たばこ、ライター、刃物、アイロン、ポット等）を子どもの手の届かない所に置いていませんか？
- ② 援助が終了したら、提供会員は援助活動報告書（3部複写）を作成し、依頼会員の確認印と報酬を受け取り、1部をセンターへ提出してください。
- ③ おやつや食事の提供は、会員同士で、十分に打合せをしてください。
- ④ 会員証を必ず身に付けて援助してください。

※人数・時間・内容の確認は済んでいますか？

※お互いの緊急連絡先はわかっていますか？

※おやつや食事の提供及び実費分の報酬について、十分に打ち合わせしましたか？

事故があった場合は

- ① 依頼会員に連絡し、対応を協議する。
- ② センターに連絡する。TEL：090-8066-5252

※センターが閉館中（土・日曜日・祝日・盆・年末年始）につきましても、上記連絡先へお電話ください。なお、この場合、携帯電話から担当者へ、概ね 10 コール後に転送されますので、お待ちいただくことをご了承ください。

報酬の基準額

① 琴浦町ファミリー・サポート・センターの報酬の基準額は次のとおりです。

	最初の1時間あたり	1時間を越えて30分ごと
1人	500円	250円
2人目以降 1人につき (兄弟、姉妹に限る)	250円	125円

② 援助開始から最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間として計算します。

③ 援助時間が1時間を越える場合は、30分単位で計算します。

④ 1人の提供会員に対し、複数の児童を預ける場合（兄弟・姉妹に限る）は、2人目から報酬額が半額となります。

⑤ 依頼の取消料については、次のとおり依頼会員が支払ってください。

前日までの取消・・・無料

当日の取消・・・・・・報酬の基準額の半額

無断取消・・・・・・全額



⑥ 食事（ミルク）代・おやつ代等については依頼会員が実費を支払います。

食事代の実費の目安は、1人1食300円、おやつ目安は、1人1回100円とします。

なお、依頼会員が特定のものを希望する場合は、依頼会員自身が用意してください。

⑦ 交通費については、公共交通機関・タクシーを利用した場合は実費です。

⑧ 送迎については、送りを1回、迎えを1回としてカウントしてください。



補償保険制度について

万一の事故に備えて、会員は「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」の3つの保険に加入します。

なお、保険料については、センターが負担します。

1 サービス提供会員傷害保険

提供会員がセンターの調整による保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と保育を受ける子ども宅や保育所等の往復途上（自宅との通常の経路）において傷害を被った時に補償するものです。

事 由	補償額	備 考
死 亡	500 万円	事故日より 180 日以内の死亡
後遺障害	程度により 500 万円～15 万円	事故日より 180 日以内の後遺障害発生
入 院（1 日）	3, 000 円	事故日より 180 日を限度
通 院（1 日）	2, 000 円	事故日より 180 日以内で 90 日分を限度

2 賠償責任保険

提供会員が援助活動中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で子どもや第三者の身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を保証する。

事 由		補償額（限度額）
対 人	1 事故につき	2 億円
対 物	1 事故につき	2 億円
初期対応費用		500 万円
見舞金・見舞品		10 万円
現金盗難		10 万円

3 依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもがサービスを受けている間に事故を被った場合、提供会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

事 由	補償額	備 考
死 亡	300 万円	事故日より 180 日以内の死亡
後遺障害	程度により 300 万円～9 万円	事故日より 180 日以内の後遺障害発生
入 院（1 日）	2, 000 円	事故日より 180 日以内を限度
通 院（1 日）	1, 000 円	事故日より 180 日以内で 90 日分を限度

ここが知りたい Q&A

① 会員について

Q 事前に会員登録しておかないと援助を受けることはできないのですか？

A そのとおりです。
事前に会員登録していただく必要があります。

Q 依頼会員と提供会員は兼ねることはできますか？

A 両方会員として兼ねることができます。

Q 提供会員に登録したいのですが、特に資格がなくても大丈夫ですか？

A 特に資格は必要ありません。
心身共に健康で自宅及び町内公共施設で子どもを預かっていただける方なら提供会員として登録することができます。

Q 会員の交流会、講習会はあるのですか？

A 入会申し込みされるときに、手引きにより簡単な講習をさせていただきます。
また、年に数回、会員同士の交流会及び講習会を開催予定です。
会員の方へは、別途通知させていただきますのでご参加ください。

Q 提供会員になると職場への届出は必要ですか？

A 提供会員は報酬を受け取ることになります。従事許可申請書を勤務先へ提出する必要が生じることもあります。詳しくは、勤務先へお問い合わせください。

② 援助の申込み・事前打合わせについて

Q 援助活動の依頼申込みの受付時間は？

A 依頼申込みの受付時間は、センターの開所時間内の、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までになります。
ただし、土・日曜日・祝日・盆・年末年始はお休みとさせていただきます。

Q 事前の打ち合わせはどのように行われますか？

A 原則として、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間で都合の良いときに依頼会員親子、アドバイザーが提供会員のお宅に伺います。
30 分～1 時間程度、会員同士の顔合わせとお子様の情報交換、援助、報酬等についての打ち合わせをします。

Q 提供会員の指名はできますか？

A 希望する提供会員をご指名していただければ、アドバイザーがコーディネートしますが、その提供会員の都合により援助できない場合もございます。

Q 直接、提供会員に援助依頼の申込みをしてもいいですか？

A 援助依頼の申込みは、原則センターを通じて行ってください。

特に急を要する場合で、過去に事前打合せを行った提供会員の方がいる場合は、直接依頼していただいても結構ですが、その後、速やかにセンターへご連絡してください。

Q 初めて会う方に子どもを預けるのは不安です・・・。

A 援助前に、お互いの会員同士で話し合い、事前に打ち合わせをしてからの利用となりますので、ご安心ください。

Q 同一会員同士の2回目以降の援助依頼は、事前打合せを行う必要がありますか？

A 同一会員同士の2回目以降の場合は必要ありませんが、次の場合は事前打合せが必要です。

- ① 前回打合せ時に同席していない子ども（兄弟姉妹）を預ける場合
- ② 期間があいて、子どもの状況が変わった場合
- ③ 前回までと違う場所で預かってもらう場合

③ 援助活動について

Q 預かってくれる場所は？

A 原則、提供会員の自宅で行います。

ただし、事前打ち合わせで、依頼会員の承諾があれば、子育て支援センター等を利用して援助活動を行うこともできます。

なお、児童が病気の時には、依頼会員の家庭において行うこともできます。

Q 依頼会員が病気の場合、提供会員に子どもを家まで迎えにきてもらえますか？

A 提供会員の承諾が得られればできます。

Q 活動時間帯の制限はありますか？

A 原則、援助活動時間帯は午前7時から午後7時までです。

なお、特別な事情があり、提供会員の承諾が得られた場合には、早朝・夜間の援助活動も行うことができます。ただし、原則として、宿泊を伴う援助活動はできません。

Q 病気中の子どもを預けることはできますか？

A 原則として、重病の場合や、様態変化の激しい場合など、医師に見てもらう必要がある子どもを預かることはできません。

ただし、軽い発熱などで提供会員が対応できる場合は預かることができます。

Q 援助したいけれど、自宅を使うのはちょっと・・・。

A 提供会員の援助には、保育園、幼稚園への送迎、放課後児童クラブの迎え等もあります。サポートの内容は様々ですので、遠慮なくご相談ください。

Q 急な残業にも対応してもらえますか？

A 既に依頼する提供会員との間に、活動の実績があれば、直接会員間で依頼できる場合もあります。この場合には、できるだけ早くセンターに連絡してください。

Q 毎日3～4時間子どもを預けたいのですができますか？

A 原則としてできません。

本事業は、突発的なことや、短期間の援助が必要になったときの援助活動ですので、あくまでも軽易かつ短期的・補助的なものとなります。

④ 報酬について

Q 報酬の受渡しはどのように行うのですか？

A 依頼会員は、援助活動終了後、直ちに提供会員に対して直接報酬を支払います。

依頼会員と提供会員は、報酬の受渡しを確認するため、援助活動報告書に署名し、それぞれ1部保管します。

Q 兄弟を預けた時の報酬額は？

A 2人目からは、1人目の半額になります。

Q 保育園等の送迎などのように、1日に2回依頼するときは、報酬額は別々に計算するのですか？

A 報酬額は別々で計算してください。

例えば送りの時間30分、迎え30分であっても1回1時間と合算しません。

送り1回500円、迎え1回500円と別々に2回1時間ずつと計算してください。

Q 保育園への送迎等の援助活動時間は？

A 児童を家庭で預かる場合は、提供会員が児童を預かったときから依頼会員に引き渡したときまでとします。

なお、保育施設等の送迎の場合は、提供会員が児童を預かったときから保育施設等へ送り届けたときまで及び保育施設等から児童を預かったときから依頼会員に引き渡したときまでとします。

Q 食事（弁当、ミルク、おやつ等）の用意が出来ない時は？

A 子どもの食事（ミルク、おやつ）、オムツ等は、原則として依頼会員がご用意下さい。

なお、事前打合せの結果、提供会員が用意してくれた場合は、依頼会員は実費を支払って下さい。また、食事代の実費の目安は、1人1食300円、おやつ
の目安は、1人1回100円とします。

Q 保育園等の送迎の援助活動で自家用車を使用した場合の実費は？

A 送迎活動は、保育（預かり）サービスの一環として行なうものであり、報酬は
運送の対価ではなく、保育サービスに対する対価として支払われます。従って、
ガソリン代等の実費は報酬に含まれるものとします。なお、送迎の区域は町内を
原則とします。

⑤ 時間変更・キャンセルについて

Q 当日に時間の延長はできますか？

A 提供会員の承諾があればできますが、提供会員の都合もあるのでできる限り避
けてください。その場合は、提供会員の了承を得た場合、センターへ連絡してく
ださい。

Q キャンセル料が発生したときは、どうしたらいいですか？

A 提供会員は、援助活動報告書を作成し、記入してください。

依頼会員は、早急に提供会員宅へキャンセル料の支払いに行き、援助活動報告
書に署名してください。

Q キャンセルをした日に食事の提供をお願いしていた場合は、どうなりますか？

A 依頼会員は、事前に食事の準備などをされていますので、約束の食事代をお支
払いください。

Q 事前打ち合わせでは4時間の利用時間でしたが、実際は2時間の利用になりま
した。報酬はどう計算するのですか？

A 実援助時間で計算となりますので、2時間分となります。

これは、当日キャンセルでなく、時間の変更として扱います。

⑥ 保険について

Q 子どもを迎えにいくとき、自宅からではなく出先やスーパーなどから保育園に迎えに行き、途中でケガをした場合保険は適用されますか？

A 適用されません。サービス提供会員傷害保険が適用されるのは自宅と依頼会員宅、あるいは保育園など依頼会員が指定する場所との通常の経路のみです。

Q 提供会員の子どもが、預かった子どもにケガをさせられた場合、あるいは家のものを壊された場合賠償責任保険は適用されますか？

A 適用されません。ただし、提供会員に対し、30,000円を上限にお見舞金を支払うお見舞金制度が適用されることもあります。

Q 援助活動中、預かった子どもがケガをした場合、お見舞金制度（お菓子・お花等）が適用されますか？

A 適用されます。賠償責任の有無にかかわらず、社会通念上妥当とおもわれる子どもへのお見舞など（花・見舞い品）をした場合、支出した金額の実費（限度額10万円）が支払われます。領収書を保管しておいてください。

Q 預かった子どもと公園などへ行きケガをした場合は、依頼子供傷害保険は適用されますか？

A 適用されます。ただし、公園等で預かる場合は、事前に依頼会員に了承を得てください。

Q 援助活動のため、子どもが学校から提供会員の家へ一人で行く途中でケガをした場合、依頼子供傷害保険は適用されますか？

A 適用されます。学校などから提供会員宅への通常の経路における往復途上において、子どもがケガをした場合適用されます。

Q 子どもの送り迎えに自動車で行きたいのですが、自動車で行ってケガをした場合、保険は適用されますか？

A サービス提供会員傷害保険と依頼子供傷害保険は適用されますが、賠償責任保険は適用されません。賠償事故については、提供会員の個人の自動車保険で対応してください。

⑦ その他

Q 近所に住んでいる祖父母が提供会員として、孫を預かる場合は援助活動になりますか？

A 別居の親族による援助活動は、家族間の扶助であり、会員としての援助活動とはいえません。保険の対象にもなりません。

Q チャイルドシート等 子どもに必要な用品は自分で準備するのでしょうか？

A チャイルドシートについては役場本庁舎町民生活課に貸出し用の物があります。

Q ペット（犬、猫、兎、金魚等）がいてもいいですか？

A 「依頼会員」と話し合っ問題がないことを確認しておきましょう。

Q 活動から得た報酬は申告するのですか？

A 活動して得た報酬額は雑所得になります。報酬額から経費を差引いた額が、年間38万円（基礎控除額）を超えると課税対象になります。すでに給与所得を得ている場合は、雑所得が年間20万円を超えると年末調整または確定申告が必要になります。